

平成 23 年 7 月 27 日

各 位

会 社 名 日 本 科 学 冶 金 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 福田 恵介
(コード 5 9 9 5 大証第 2 部)
問合せ先 総 務 部 長 杉 本 久 也
(TEL 0 7 2 - 8 2 1 - 6 3 2 7)

NTN株式会社による当社株式に対する
公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 23 年 7 月 27 日開催の取締役会において、NTN株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について慎重に協議・検討した結果、当社の取締役会は、本公開買付けへの賛同の意を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	NTN株式会社
(2) 事 業 内 容	軸受、等速ジョイント、精密機器商品等の製造及び販売
(3) 設 立 年 月 日	昭和 9 年 3 月 19 日
(4) 本 店 所 在 地	大阪市西区京町堀 1 丁目 3 番 17 号
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高木 重義
(6) 資 本 金	54,346 百万円（平成 23 年 3 月 31 日現在）
(7) 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 6.12% 第一生命保険株式会社 4.37% 明治安田生命保険相互会社 4.21% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 4.08% 株式会社三菱東京UFJ銀行 4.07% 三菱UFJ信託銀行株式会社 2.22% 日本生命保険相互会社 2.16% 東京海上日動火災保険株式会社 2.06% NTN共栄会 1.89% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9） 1.76% (平成 23 年 3 月 31 日現在)
(8) 当社と公開買付者の関係	
資 本 関 係	公開買付者と当社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、公開買付者の関係者及び関係会社と当社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	公開買付者と当社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、公開買付者の関係者及び関係会社と当社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。

取 引 関 係	公開買付者と当社との間には、記載すべき重要な取引関係はありません。また、公開買付者の関係者及び関係会社と当社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき重要な取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社は、公開買付者の関連当事者には該当しません。また、当社の関係者及び関係会社は、公開買付者の関連当事者には該当しません。

2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成23年7月27日開催の取締役会において、公開買付者による当社株式に対する本公開買付けについて慎重に協議・検討を行った結果、当社の取締役会は、本公開買付けへの賛同の意を表明すると共に、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨を決議いたしました。なお、本公開買付けに関する意見の内容に関する上記決議は、当社の全ての取締役の全員一致により行われております。また、上記の取締役会には、当社の全ての監査役が審議に参加し、いずれも、当社の取締役会による本公開買付けに関する意見の内容につき異議がない旨の意見を述べております。

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

当社は、本公開買付けの概要につき、公開買付者より以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成23年7月27日開催の公開買付者取締役会において、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している当社の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を本公開買付けにより取得することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、公開買付者は、応募株券等の数の合計が2,631,000株〔当社が平成23年6月28日に提出した第68期有価証券報告書に記載された平成23年3月31日現在の当社の普通株式の発行済株式総数（5,280,000株）から、同報告書に記載された平成23年3月31日現在当社が所有する自己株式数（19,742株）を控除した株式数（5,260,258株）の50.02%に相当する株式数（小数点以下第三位を四捨五入。）〕に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の買付予定数の下限を設定しております。従って、応募株券等の数の合計が当該下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。一方、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設けておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付けを行います。

また、本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、当社に対し、本公開買付け終了後に、公開買付者が当社の発行済株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得するための手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）の実施を要請し、当社を公開買付者の完全子会社とする予定です。

② 本公開買付けに賛同するに至った背景及び意思決定の過程

当社が本公開買付けに賛同するに至った背景及び意思決定の過程は以下のとおりです。なお、以下の公開買付者に関する記述は、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者は大正7年にベアリング（以下「軸受」といいます。）の製造を開始して以降、各種軸受の開発、製造、販売により事業を拡大してまいりました。また昭和38年からは自動車の重要駆動部品である等速ジョイントの研究開発と製造・販売を開始しました。さらに精密加工技術を活かした精密機器商品等の製造・販売を行っております。公開買付者は、これら軸受、等速ジョイント、精密機器商品等の商品群を、世界各地の自動車市場、産業機械市場及び補修・市販市場に向けて販売し、またこれら商品群の研究開発、製造、販売、サービスまでを一貫して手掛けるメーカーとして発展してきました。

公開買付者グループは、平成20年の米国金融危機に端を発した世界的な不況に対応するため、平成21年4月から2年間の緊急中期経営計画「NTN次への2010」を推進し、諸施策をスピーディに展開した結

果、当初の見通しを上回るV字回復を達成しました。

本年4月から平成26年3月までの3年間は、新たな中期経営計画「躍進2013」に取り組んでおります。公開買付者が創業100周年を迎える平成29年度の売上高1兆円達成に向けた第一ステップとして、事業拡大による一層の成長を目指しております。成長市場を中心にグローバルに事業を拡大すると共に、産業機械市場及び補修・市販市場への販売拡大を推進します。また新技術による新事業の創出や、世界No.1事業の確立を目指します。さらに、人を活かし、社会に貢献するグローバル企業として、強力な商品開発力と市場開拓力で絶えず進化、成長し続ける企業を目指し、企業価値を創造することを最重点課題とした施策を推進しております。

研究開発関連につきましては、世界各地の顧客ニーズに合わせた開発が重要であり、開発体制を強化しております。「要素技術研究所」を「先端技術研究所」と改称し、将来の市場を創造するテーマを重点的に研究してまいります。また粉末合金やエンジニアリングプラスチックなどの材料技術の連携を強めるために「複合材料商品事業部」を新設しました。

一方、当社は、昭和22年に継電器、遮断器、開閉器等に使用する合金接点の製造販売を目的として設立され、昭和34年に含油軸受の製造販売を開始しました。昭和47年にオーディオ製品の普及と高性能化に対応して、オーディオ用高性能銅系含油軸受及びオーディオ用鉄系機械部品の製造販売を開始し、昭和52年には含油軸受ハウジングの樹脂化に伴い、樹脂素材・樹脂ハウジングの製造から組立てまでの一貫した生産体制を確立し、樹脂成形品の製造販売を開始しました。また、平成15年に熱伝導樹脂の製造販売を開始し、DVD光ピックアップの部品に業界初で採用されました。現在は、粉末冶金技術をベースとした含油軸受、機械部品、磁性材料及び樹脂成形技術をベースとした樹脂成形品、精密加工技術を活かした精密金型の製造、販売を主たる事業としています。なお、当社は平成5年に大阪証券取引所市場第二部特別指定銘柄へ上場し、平成8年には大阪証券取引所市場第二部銘柄に指定替えしています。

当社は、粉末合金、精密樹脂成形などによる「複合材料製品」の開発やその製造技術などにおいて、長年の実績に基づくノウハウを有しているものの、近年、デジタル家電関連機器の価格低下や資材調達価格の高騰等により、企業収益が圧迫されております。世界的な不況からの最悪期は脱したものの、本格的な景気回復に至らぬ状況が続いており、当社の経営状況は厳しいものとなっております。当社は平成22年3月に「高付加価値事業へのシフト」、「成長・ニッチ分野への販路拡大」等を基本戦略とした中期経営計画を掲げ、黒字化にむけて売上拡大に努めていますが、本年3月期においては自動車用センサー部品をはじめとする磁性材料の売上は増加したものの、パソコン市場の在庫調整の影響を受け、光ピックアップの需要が大きく落ち込み、樹脂成形品の売上高は大きく減少しました。

当社は、黒字転換に向けて徹底的な生産性改善やコスト低減策を実施して収益性改善を図っており、また平成22年夏以降の受注減少を受けて、派遣社員の削減、給与の削減、雇用調整などの緊急対策を実施したものの、本年3月期を含めて8期連続で営業損失及び経常損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

このような状況の中、当社と公開買付者は、当社の有する製品開発技術及び製造技術等を活かし、また当社及び公開買付者の技術、ノウハウを相互移転して生産性の向上を図ること等が、両社の事業拡大につながるのではないかと考え、本年2月頃から両社の企業価値向上のための諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、公開買付者は、当社を完全子会社化し、両社が一体となって事業を行うことによるシナジー効果の創出が、両社の企業価値の向上に非常に有益であると判断しました。

具体的には、公開買付者が当社を完全子会社化し、当社及び公開買付者の有する技術、ノウハウと、公開買付者の事業展開力を活用して、以下のシナジー効果の創出を目指します。

イ 製品開発のスピードアップと事業展開

- ・自動車部品（ギア、カム等）用の高密度焼結製品の、当社による開発と公開買付者による市場展開
- ・当社の成形技術と公開買付者の精密加工技術による高精度な製品開発

ロ 両社の製造技術の相互移転による生産性向上とコスト競争力の強化

- ・当社の高圧成形技術及び量産技術の活用による、公開買付者の大幅な生産性向上
- ・公開買付者の加工技術の活用による、当社の大幅な生産性向上
- ・公開買付者の複合材料製品（粉末合金と精密樹脂）の生産コストの低減

ハ 当社の精密金型技術の活用

- ・当社の金型を公開買付者へ提供することによる当社の売上増
- ・公開買付者の粉末合金及び樹脂製品用金型の内製化

公開買付者は、上述のシナジー効果をよりスピーディかつ確実に実現するため、本年7月27日付で、当社の完全子会社化を目的とした本公開買付けの実施を決定いたしました。

また、当社は、下記「(3) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置」に記載の内容等を踏まえ、慎重に協議・検討を行った結果、本公開買付けは、当社の財務状況、事業環境等に照らして当社の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、当社の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上から、当社の取締役会は、本公開買付けへの賛同の意を表明すると共に、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨を決議いたしました。なお、本公開買付けに関する意見の内容に関する上記決議は、当社の全ての取締役の全員一致により行われております。また、上記の取締役会には、当社の全ての監査役が審議に参加し、いずれも、当社の取締役会による本公開買付けに関する意見の内容につき異議がない旨の意見を述べております。

- ③ 本公開買付け後の経営方針当社は、公開買付者より、本公開買付け後の経営方針については、以下の限度で説明を受けています。

公開買付者は本公開買付け後、当社の事業の特性や運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意の上、当社の事業の強化を図ってまいります。その結果、両社の製品開発のスピードアップ、競争力のある製品の開発、販売連携による事業拡大が期待されるものと考えております。

したがって、公開買付者は、本公開買付け後も基本的に当社の役員体制及び従業員の雇用と処遇を維持する意向です。但し、現時点では、本公開買付け後の役員体制や従業員の雇用及び処遇の継続に関して、公開買付者は当社の役員及び当社との間で何らの合意もしておりません。

公開買付者は、本公開買付け後、当社を公開買付者グループの一員として企業価値の最大化に向け、一体化した事業戦略を展開してまいりたいと考えております。

(3) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置

- ① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、公開買付者より、買付価格の公正性を担保するための措置につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するに際して参考にするため、公開買付者及び当社とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対し、当社の株式価値の算定を依頼しました。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村證券から平成23年7月27日に算定書を取得いたしました〔なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。〕。

上記各手法において算定された当社株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

- | | |
|---------------|-----------|
| (i) 市場株価平均法： | 70円から81円 |
| (ii) 類似会社比較法： | 95円から105円 |
| (iii) DCF法： | 27円から141円 |

まず市場株価平均法では、平成23年7月26日を基準日として、大阪証券取引所市場第二部における当社株式の直近6ヶ月間の終値平均値81円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）、直近3ヶ月間の終値平均値74円、直近1ヶ月間の終値平均値73円、直近1週間の終値平均値71円及び基準日終値70円を基に、当社株式1株当たりの価値の範囲を70円から81円までと算定しております。

次に類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を95円から105円までと算定しております。

最後にDCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社株式1株当たりの価値の範囲を27円から141円までと算定しております。

なお、DCF法による算定の基礎として当社が提出し、公開買付者が確認した事業計画は、公開買付者による当社の完全子会社化によって創出が期待されるシナジーが加味されており、業績が回復することによる大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。

公開買付者は、野村證券から取得した算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成23年7月27日開催の取締役会において本公開買付け価格を100円と決定いたしました。

なお、本公開買付け価格である1株当たり100円は、公開買付者による本公開買付けの公表日の前営業日である平成23年7月26日の大阪証券取引所市場第二部における当社株式の普通取引終値70円に対して42.9%（小数点以下第二位を四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成23年6月27日から平成23年7月26日まで）の普通取引終値の単純平均値73円に対して37.0%、過去3ヶ月間（平成23年4月27日から平成23年7月26日まで）の普通取引終値の単純平均値74円に対して35.1%、過去6ヶ月間（平成23年1月27日から平成23年7月26日まで）の普通取引終値の単純平均値81円に対して23.5%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

一方、当社の取締役会は、本公開買付けの妥当性を検討するにあたって、公開買付者及び当社とは独立した第三者算定機関である仰星監査法人を選任し、本公開買付け価格の公正性・妥当性を判断するための基礎資料として仰星監査法人に当社の株式価値の算定を依頼し、平成23年7月26日付で仰星監査法人より株式価値算定書を取得しております。なお、当社は、仰星監査法人から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

仰星監査法人は、当社の取締役会から事業の現状及び当社作成の将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、一定の前提及び条件の下で当社の株式価値を算定しています。具体的には、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、各手法において算定された当社株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

- (i) 市場株価平均法： 73円から80円
- (ii) DCF法： 65円から117円

まず市場株価平均法では、平成23年7月25日を基準日として、最近における株価及び取引量に鑑み、当社普通株式の大阪証券取引所市場第二部における評価基準日までの1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月における株価の出来高加重平均株価（1ヶ月：73円、3ヶ月：74円、6ヶ月：80円）を基に、当社普通株式の1株当たりの価値の範囲を73円から80円までと算定しております。

次にDCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値を評価し、当社普通株式1株当たりの株式価値を65円から117円までと算定しております。

③ 取締役及び監査役全員の承認

そして、当社の取締役会は、平成23年7月26日付で仰星監査法人から取得した算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、本完全子会社化手続を含めた一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、本公開買付けは、当社の財務状況、事業環境等に照らして当社の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、当社の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、本公開買付けへ賛同の意を表明し、かつ、当社の株主に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行っております。なお、本公開買付けに関する意見の内容に関する上記決議は、当社の全ての取締役の全員一致により行われております。また、上記の取締役会には、当社の全ての監査役が審議に参加し、いずれも、当社の取締役会による本公開買付けに関する意見の内容につき異議がない旨の意見を述べております。

④ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、公開買付者より、他の買付者からの買付機会を確保するための措置につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。))を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。

公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様へ本公開買付けに対する応募につき、適切な判断機会を提供しつつ、当社普通株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保しています。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)

当社は、公開買付者より、本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項) につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、上記「(2) ①本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、当社の発行済株式の全ての取得を目指した本公開買付けを実施することとします。

また、本公開買付けにおいて当社の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、公開買付者を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換 (以下「本株式交換」といいます。)) を実施する予定とします。本株式交換により、当社及び公開買付者を除く当社の株主が所有する当社の株式の対価として公開買付者株式を割当て交付することを予定しており、本公開買付けに応募されなかった当社の株式は全て公開買付者の株式と交換され、公開買付者の株式1株以上を割り当てられた当社の株主の皆様は、公開買付者の株主となります。本株式交換は、その効力発生を遅くとも平成24年4月頃を目処に実施する予定とします。また、公開買付者は、当社に対して、当社が所有する自己株式を、本公開買付けの終了日以降、本株式交換の効力発生までの間に消却するよう要請する予定とします (当社が平成23年6月28日に提出した第68期有価証券報告書に記載された平成23年3月31日現在の当社の所有する自己株式数は19,742株であり、当該自己株式数の株式所有割合は0.37% (小数点以下第三位四捨五入) です。))。

なお、本株式交換は、会社法 (平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)) 第796条第3項本文に基づく簡易株式交換として、株式交換契約の承認につき公開買付者の株主総会決議を経ずに実施される予定です。また、本株式交換は、本公開買付けの成立後において公開買付者が有する当社の議決権の数が当社の総株主の議決権の数に占める割合によっては、会社法第784条第1項に基づく略式株式交換として、株式交換契約の承認につき当社の株主総会決議を経ずに実施される可能性があります。

本株式交換における株式交換比率は、その公正性及び妥当性を確保するため、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関による株式交換比率の算定を参考に、本公開買付け終了後に公開買付者と当社がそれぞれの株主の皆様の利益に十分配慮して協議の上で決定する予定ですが、本株式交換により当社の株主の皆様が受け取る対価 (公開買付者株式。ただし、受け取るべき株式の数に一株未満の端数がある場合、当該端数部分については、会社法に基づき金銭の分配となります。)) を決定するに際しての当社の普通株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格を基準にする予定です。なお、本株式交換に際しては、完全子会社となる当社の株主の皆様は、本株式交換に反対する場合、会社法の手続に従い、当社に対して株式買取請求を行うことができます。この場合の買取価格は最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、上記の本完全子会社化手続については、関係法令の改正や関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の当社の株主による当社の株式の所有状況等によっては、その実施の時期又は完全子会社化の方法に変更が生じる可能性及び当社の株主総会決議において本株式交換契約について承認が得られない可能性があります。ただし、完全子会社化の実施時期又は方法に変更が生じる場合であっても、公開買付者を除く当社の株主が受け取る対価を決定するに際しての当社の株式の評価 (対価が金銭の場合は公開買付者を除く当社の株主に交付される金銭の額) は、本公開買付価格と同一の価格を基準にする予定です。本株式交換の内容又は完全子会社化の方法に変更があった場合の変更の内容については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

(5) 上場廃止となる見込みの有無及びその理由

当社の普通株式は、現在、大阪証券取引所市場第二部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社の株式は大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、その後上記「(4) 本公開買付け後の

組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実行することにより、公開買付者は当社を完全子会社とすることを企図していますので、その場合、当社の株式は大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社の普通株式を大阪証券取引所において取引することができなくなります。

3. 公開買付者と当社の株主との間における応募に係る重要な合意に関する事項
該当事項はありません。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

8. 今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針については、「2. (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

(2) 今後の業績の見通し

本公開買付けが当社の業績に与える影響については、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

(添付資料)

NTN株式会社による平成23年7月27日付「日本科学冶金株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

以 上

平成 23 年 7 月 27 日

各 位

会 社 名 N T N 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 高 木 重 義
 (コード番号 6 4 7 2 東 証 ・ 大 証 第 1 部)
問合せ先 執行役員 経営企画部長 白 鳥 俊 則
 (TEL 06-6443-5001)

日本科学冶金株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

NTN株式会社（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、平成 23 年 7 月 27 日開催の取締役会において、以下のとおり、日本科学冶金株式会社（大阪証券取引所市場第二部、コード番号：5995、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成 23 年 7 月 27 日開催の当社取締役会において、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している対象者の発行済普通株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、当社は、応募株券等の数の合計が 2,631,000 株〔対象者が平成 23 年 6 月 28 日に提出した第 68 期有価証券報告書に記載された平成 23 年 3 月 31 日現在の対象者の普通株式の発行済株式総数（5,280,000 株）から、同報告書に記載された平成 23 年 3 月 31 日現在、対象者が所有する自己株式数（19,742 株）を控除した株式数（5,260,258 株）の 50.02%（小数点以下第三位を四捨五入）に相当する株式数〕に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の買付予定数の下限を設定しております。従って、応募株券等の数の合計が当該下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。一方、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設けておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、当社は応募株券等の全部の買付けを行います。

また、本公開買付けにより、当社が対象者の発行済普通株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社は、対象者に対し、本公開買付け終了後に、当社が対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得するための手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）の実施を要請し、対象者を当社の完全子会社とする予定です。

なお、対象者によれば、対象者は、本日開催の対象者の取締役会において、本完全子会社化手続を含めた一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、本公開買付けは、対象者の財務状況、事業環境等に照らして対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、対象者の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、本公開買付けへ賛同の意を表明し、かつ、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしたとのことでした。

なお、対象者によれば、本公開買付けに関する意見の内容に関する上述の決議は、対象者の全ての取締役の全員一致により行われたとのことでした。また、同取締役会には、対象者の全ての監査役が審議に参加し、いずれも、対象者の取締役会による本公開買付けに関する意見の内容につき異議がない旨の意見を述べたとのことでした。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び意思決定の過程

当社は、大正7年にベアリング（以下「軸受」といいます。）の製造を開始して以降、各種軸受の開発、製造、販売により事業を拡大してまいりました。また昭和38年からは自動車の重要駆動部品である等速ジョイントの研究開発と製造・販売を開始しました。さらに精密加工技術を活かした精密機器商品等の製造・販売を行っております。当社は、これら軸受、等速ジョイント、精密機器商品等の商品群を、世界各地の自動車市場、産業機械市場及び補修・市販市場に向けて販売し、またこれら商品群の研究開発、製造、販売、サービスまでを一貫して手掛けるメーカーとして発展してきました。

当社グループは、平成20年の米国金融危機に端を発した世界的な不況に対応するため、平成21年4月から2年間の緊急中期経営計画「NTN次への2010」を推進し、諸施策をスピーディに展開した結果、当初の見通しを上回るV字回復を達成しました。

本年4月から平成26年3月までの3年間は、新たな中期経営計画「躍進2013」に取り組んでおります。当社が創業100周年を迎える平成29年度の売上高1兆円達成に向けた第一ステップとして、事業拡大による一層の成長を目指しております。成長市場を中心にグローバルに事業を拡大すると共に、産業機械市場及び補修・市販市場への販売拡大を推進します。また新技術による新事業の創出や、世界No.1事業の確立を目指します。さらに、人を活かし、社会に貢献するグローバル企業として、強力な商品開発力と市場開拓力で絶えず進化、成長し続ける企業を目指し、企業価値を創造することを最重点課題とした施策を推進しております。

研究開発関連につきましては、世界各地の顧客ニーズに合わせた開発が重要であり、開発体制を強化しております。「要素技術研究所」を「先端技術研究所」と改称し、将来の市場を創造するテーマを重点的に研究してまいります。また粉末合金やエンジニアリングプラスチックなどの材料技術の連携を強めるために「複合材料商品事業部」を新設しました。

一方、対象者は、昭和22年に継電器、遮断器、開閉器等に使用する合金接点の製造販売を目的として設立され、昭和34年に含油軸受の製造販売を開始しました。昭和47年にオーディオ製品の普及と高性能化に対応して、オーディオ用高性能銅系含油軸受及びオーディオ用鉄系機械部品の製造販売を開始し、昭和52年には含油軸受ハウジングの樹脂化に伴い、樹脂素材・樹脂ハウジングの製造から組立てまでの一貫した生産体制を確立し、樹脂成形品の製造販売を開始しました。また、平成15年に熱伝導樹脂の製造販売を開始し、DVD光ピックアップの部品に業界初で採用されました。現在は、粉末冶金技術をベースとした含油軸受、機械部品、磁性材料及び樹脂成形技術をベースとした樹脂成形品、精密加工技術を活かした精密金型の製造、販売を主たる事業としています。なお、対象者は平成5年に大阪証券取引所市場第二部特別指定銘柄へ上場し、平成8年には大阪証券取引所市場第二部銘柄に指定替えしています。

対象者は、粉末合金、精密樹脂成形などによる「複合材料製品」の開発やその製造技術などにおいて、長年の実績に基づくノウハウを有しているものの、近年、デジタル家電関連機器の価格低下や資材調達価格の高騰等により、企業収益が圧迫されております。世界的な不況からの最悪期は脱したものの、本格的な景気回復に至らぬ状況が続いており、対象者の経営状況は厳しいものとなっております。対象者は平成22年3月に「高付加価値事業へのシフト」、「成長・ニッチ分野への販路拡大」等を基本戦略とした中期経営計画を掲げ、黒字化にむけて売上拡大に努めていますが、本年3月期においては自動車用センサー部品をはじめとする磁性材料の売上は増加したものの、パソコン市場の在庫調整の影響を受け、光ピックアップの需要が大きく落ち込み、樹脂成形品の売上高は大きく減少しました。

対象者は、黒字転換に向けて徹底的な生産性改善やコスト低減策を実施して収益性改善を図っており、また平成22年夏以降の受注減少を受けて、派遣社員の削減、給与の削減、雇用調整などの緊急対策を実施したものの、本年3月期を含めて8期連続で営業損失及び経常損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

このような状況の中、当社と対象者は、対象者の有する製品開発技術及び製造技術等を活かし、また対象者及び当社の技術、ノウハウを相互移転して生産性の向上を図ること等が、両社の事業拡大につながるのではないかと考え、本年2月頃から両社の企業価値向上のための諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社は、対象者を完全子会社化し、両社が一体となって事業を行うことによるシナジー効果の創出が、両社の企業価値の向上に非常に有益であると判断しました。

具体的には、当社が対象者を完全子会社化し、対象者及び当社の有する技術、ノウハウと、当社の事業展開力を活用して、以下のシナジー効果の創出を目指します。

①製品開発のスピードアップと事業展開

- ・自動車部品（ギア、カム等）用の高密度焼結製品の、対象者による開発と当社による市場展開
- ・対象者の成形技術と当社の精密加工技術による高精度な製品開発

②両社の製造技術の相互移転による生産性向上とコスト競争力の強化

- ・対象者の高圧成形技術及び量産技術の活用による、当社の大幅な生産性向上
- ・当社の加工技術の活用による、対象者の大幅な生産性向上
- ・当社の複合材料製品（粉末合金と精密樹脂）の生産コストの低減

③対象者の精密金型技術の活用

- ・対象者の金型を当社へ提供することによる対象者の売上増
- ・当社の粉末合金及び樹脂製品用金型の内製化

当社は、上述のシナジー効果をよりスピーディかつ確実に実現するため、本年7月27日付で、対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けの実施を決定いたしました。

（3）本公開買付け後の経営方針

当社は、本公開買付け後、対象者の事業の特性や運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意の上、対象者の事業の強化を図ってまいります。その結果、両社の製品開発のスピードアップ、競争力のある製品の開発、販売連携による事業拡大が期待されるものと考えております。

したがって、当社は、本公開買付け後も基本的に対象者の役員体制及び従業員の雇用と処遇を維持する意向です。但し、現時点では、本公開買付け後の役員体制や従業員の雇用及び処遇の継続に関して、対象者の役員及び対象者との間で何らの合意もしておりません。

当社は、本公開買付け後、対象者を当社グループの一員として企業価値の最大化に向け、一体化した事業戦略を展開してまいりたいと考えております。

（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「（1）本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全ての取得を目指した本公開買付けを実施します。

また、本公開買付けにおいて対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施する予定です。本株式交換により、当社及び対象者を除く対象者の株主が所有する対象者株式の対価として当社の株式を割当て交付することを予定しており、本公開買付けに応募されなかった対象者株式は全て当社株式と交換され、当社株式1株以上を割当てられた対象者の株主の皆様は、当社の株主となります。本株式交換は、その効力発生を遅くとも平成24年4月頃を目処に実施する予定です。当社は、対象者に対して、対象者が所有する自己株式を、本公開買付けの終了日以降、本株式交換の効力発生までの間に消却するよう要請する予定です（対象者が平成23年6月28日に提出した第68期有価証券報告書に記載された平成23年3月31日現在の対象者の所有する自己株式数は19,742株であり、当該自己株式数の株式所有割合は0.37%（小数点以下第三位四捨五入）です。）。

なお、本株式交換は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第796条第3項本文に基づく簡易株式交換として、株式交換契約の承認につき当社の株主総会決議を経ずに実施される予定です。また、本株式交換は、本公開買付けの成立後において当社が有する対象者の議決権の数が対象者の総株主の議決権の数に占める割合によっては、会社法第784条第1項に基づく略式株式交換として、株式交換契約の承認につき対象者の株主総会決議を経ずに実施される可能性があります。

本株式交換における株式交換比率は、その公正性及び妥当性を確保するため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関による株式交換比率の算定を参考に、本公開買付け終了後に当社と対象者がそれぞれの株主の皆様の利益に十分配慮して協議の上で決定する予定ですが、本株式交換により対象者の株主の皆

様が受け取る対価（当社株式。ただし、受け取るべき株式の数に一株未満の端数がある場合、当該端数部分については、会社法に基づき金銭の分配となります。）を決定するに際しての対象者普通株式の評価は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格を基準にする予定です。なお、本株式交換に際しては、完全子会社となる対象者の株主の皆様は、本株式交換に反対する場合、会社法の手続に従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができ、この場合の買取価格は最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、上記の本完全子会社化手続については、関係法令の改正や関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、当社以外の対象者株主による対象者株式の所有状況等によっては、その実施の時期又は完全子会社化の方法に変更が生じる可能性及び対象者の株主総会決議において本株式交換契約について承認が得られない可能性があります。ただし、完全子会社化の実施時期又は方法に変更が生じる場合であっても、当社を除く対象者の株主が受け取る対価を決定するに際しての対象者株式の評価（対価が金銭の場合は当社を除く対象者の株主に交付される金銭の額）は、本公開買付価格と同一の価格を基準にする予定です。本株式交換の内容又は完全子会社化の方法に変更があった場合の変更の内容については、対象者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

（５）上場廃止となる見込み及びその事由

対象者の普通株式は、現在、大阪証券取引所市場第二部に上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の株式は大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、その後上記「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実行することにより、当社は対象者を完全子会社とすることを企図していますので、その場合、対象者の株式は大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式を大阪証券取引所において取引することができなくなります。

（６）本公開買付けの公正性を担保するための措置

① 公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成23年7月27日に算定書を取得いたしました〔なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。〕。

上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

- (i) 市場株価平均法： 70円から81円
- (ii) 類似会社比較法： 95円から105円
- (iii) DCF法： 27円から141円

まず市場株価平均法では、平成23年7月26日を基準日として、大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の直近6ヶ月間の終値平均値81円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）、直近3ヶ月間の終値平均値74円、直近1ヶ月間の終値平均値73円、直近1週間の終値平均値71円及び基準日終値70円を基に、対象者株式1株当たりの価値の範囲を70円から81円までと算定しております。

次に類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を95円から105円までと算定しております。

最後にDCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの価値の範囲を27円から141円までと算定しております。

なお、DCF法による算定の基礎として対象者が提出し、当社が確認した事業計画は、当社による対象者の完全子会社化によって創出が期待されるシナジーが加味されており、業績が回復することによる大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。

当社は、野村證券から取得した算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成23年7月27日開催の取締役会において本公開買付け価格を100円と決定いたしました。

なお、本公開買付け価格である1株当たり100円は、当社による本公開買付けの公表日の前営業日である平成23年7月26日の大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の普通取引終値70円に対して42.9%（小数点以下第二位を四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成23年6月27日から平成23年7月26日まで）の普通取引終値の単純平均値73円に対して37.0%、過去3ヶ月間（平成23年4月27日から平成23年7月26日まで）の普通取引終値の単純平均値74円に対して35.1%、過去6ヶ月間（平成23年1月27日から平成23年7月26日まで）の普通取引終値の単純平均値81円に対して23.5%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者の取締役会は、本公開買付けの妥当性を検討するにあたって、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関である仰星監査法人を選任し、本公開買付け価格の公正性・妥当性を判断するための基礎資料として仰星監査法人に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成23年7月26日付で仰星監査法人より株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、第三者算定機関から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。また、対象者によれば、仰星監査法人は、対象者の取締役会から事業の現状及び対象者作成の将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、一定の前提及び条件の下で対象者の株式価値を算定しています。具体的には、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

（i） 市場株価平均法： 73円から80円

（ii） DCF法： 65円から117円

まず市場株価平均法では、平成23年7月25日を基準日として、最近における株価及び取引量に鑑み、対象者普通株式の大阪証券取引所市場第二部における評価基準日までの1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月における株価の出来高加重平均株価（1ヶ月：73円、3ヶ月：74円、6ヶ月：80円）を基に、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲を73円から80円までと算定しているとのことです。

次にDCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値を算定し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を65円から117円までと算定しているとのことです。

③ 対象者における取締役及び監査役全員からの承認

対象者によれば、対象者の取締役会は、平成23年7月26日付で仰星監査法人から取得した算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、本完全子会社化手続を含めた一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、本公開買付けは、対象者の財務状況、事業環境等に照らして対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、対象者の株

主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、本公開買付けへ賛同の意を表明し、かつ、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしたとのことです。なお、対象者によれば、本公開買付けに関する意見の内容に関する上述の決議は、対象者の全ての取締役の全員一致により行われたとのことです。また、同取締役会には、対象者の全ての監査役が審議に参加し、いずれも、対象者の取締役会による本公開買付けに関する意見の内容につき異議がない旨の意見を述べたとのことです。

④他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。

公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき、適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保しています。

- (7) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	日本科学冶金株式会社																				
② 所 在 地	大阪府寝屋川市大成町 13 番 3 号																				
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 福田 恵介																				
④ 事 業 内 容	粉末冶金部品及び樹脂成形品の製造・販売																				
⑤ 資 本 金	9 億 1,900 万円 (平成 23 年 3 月 31 日現在)																				
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 22 年 10 月 30 日																				
⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (平成 23 年 3 月 31 日現在)	<table> <tr><td>松川ふみ子</td><td>8.51%</td></tr> <tr><td>松川清喬</td><td>4.82%</td></tr> <tr><td>株式会社京都銀行</td><td>3.79%</td></tr> <tr><td>荻原勝</td><td>3.54%</td></tr> <tr><td>金山利政</td><td>2.63%</td></tr> <tr><td>吉川愼太郎</td><td>2.27%</td></tr> <tr><td>株式会社大和商会</td><td>2.01%</td></tr> <tr><td>松川淳一</td><td>1.91%</td></tr> <tr><td>住友生命保険相互会社</td><td>1.89%</td></tr> <tr><td>株式会社M's</td><td>1.89%</td></tr> </table>	松川ふみ子	8.51%	松川清喬	4.82%	株式会社京都銀行	3.79%	荻原勝	3.54%	金山利政	2.63%	吉川愼太郎	2.27%	株式会社大和商会	2.01%	松川淳一	1.91%	住友生命保険相互会社	1.89%	株式会社M's	1.89%
松川ふみ子	8.51%																				
松川清喬	4.82%																				
株式会社京都銀行	3.79%																				
荻原勝	3.54%																				
金山利政	2.63%																				
吉川愼太郎	2.27%																				
株式会社大和商会	2.01%																				
松川淳一	1.91%																				
住友生命保険相互会社	1.89%																				
株式会社M's	1.89%																				
⑧ 公開買付者と対象者の関係	<table> <tr> <td>資 本 関 係</td><td>当社と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。</td></tr> <tr> <td>人 的 関 係</td><td>当社と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。</td></tr> <tr> <td>取 引 関 係</td><td>当社と対象者との間には、記載すべき重要な取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき重要な取引関係はありません。</td></tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td><td>対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。</td></tr> </table>	資 本 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。	人 的 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。	取 引 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき重要な取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき重要な取引関係はありません。	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。												
資 本 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。																				
人 的 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。																				
取 引 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき重要な取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき重要な取引関係はありません。																				
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。																				

(2) 日程等

① 日程

取 締 役 会 決 議	平成 23 年 7 月 27 日 (水曜日)
公 開 買 付 開 始 公 告 日	平成 23 年 7 月 28 日 (木曜日)
公 告 掲 載 新 聞 名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)
公 開 買 付 届 出 書 提 出 日	平成 23 年 7 月 28 日 (木曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成 23 年 7 月 28 日 (木曜日) から平成 23 年 9 月 7 日 (水曜日) まで (30 営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、100円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成23年7月27日に算定書を取得いたしました〔なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。〕。

上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

- (i) 市場株価平均法： 70円から81円
- (ii) 類似会社比較法： 95円から105円
- (iii) DCF法： 27円から141円

まず市場株価平均法では、平成23年7月26日を基準日として、大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の直近6ヶ月間の終値平均値81円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）、直近3ヶ月間の終値平均値74円、直近1ヶ月間の終値平均値73円、直近1週間の終値平均値71円及び基準日終値70円を基に、対象者株式1株当たりの価値の範囲を70円から81円までと算定しております。

次に類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を95円から105円までと算定しております。

最後にDCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの価値の範囲を27円から141円までと算定しております。

なお、DCF法による算定の基礎として対象者が提出し、当社が確認した事業計画は、当社による対象者の完全子会社化によって創出が期待されるシナジーが加味されており、業績が回復することによる大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。

当社は、野村證券から取得した算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成23年7月27日開催の取締役会において本公開買付価格を100円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり100円は、当社による本公開買付けの公表日の前営業日である平成23年7月26日の大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の普通取引終値70円に対して42.9%（小数点以下第二位を四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成23年6月27日から平成23年7月26日まで）の普通取引終値の単純平均値73円に対して37.0%、過去3ヶ月間（平成23年4月27日から平成23年7月26日まで）の普通取引終値の単純平均値74円に対して35.1%、過去6ヶ月間（平成23年1月27日から平成23年7月26日まで）の普通取引終値の単純平均値81円に対して23.5%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

② 算定の経緯

対象者は、粉末合金、精密樹脂成形などによる「複合材料製品」の開発やその製造技術などにおいて、長年の実績に基づくノウハウを有しているものの、近年、デジタル家電関連機器の価格低下や資材調達価格の高騰等により、企業収益が圧迫されております。世界的な不況からの最悪期は脱したも

の、本格的な景気回復に至らぬ状況が続いており、対象者の経営状況は厳しいものとなっております。対象者は平成 22 年 3 月に「高付加価値事業へのシフト」、「成長・ニッチ分野への販路拡大」等を基本戦略とした中期経営計画を掲げ、黒字化にむけて売上拡大に努めていますが、本年 3 月期においては自動車用センサー部品をはじめとする磁性材料の売上は増加したものの、パソコン市場の在庫調整の影響を受け、光ピックアップの需要が大きく落ち込み、樹脂成形品の売上高は大きく減少しました。

対象者は、黒字転換に向けて徹底的な生産性改善やコスト低減策を実施して収益性改善を図っており、また平成 22 年夏以降の受注減少を受けて、派遣社員の削減、給与の削減、雇用調整などの緊急対策を実施したものの、本年 3 月期を含めて 8 期連続で営業損失及び経常損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

このような状況の中、当社と対象者は、対象者の有する製品開発技術及び製造技術等を活かし、また対象者及び当社の技術、ノウハウを相互移転して生産性の向上を図ること等が、両社の事業拡大につながるのではないかと考え、本年 2 月頃から両社の企業価値向上のための諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社は、対象者を完全子会社化し、両社が一体となって事業を行うことによるシナジー効果の創出が、両社の企業価値の向上に非常に有益であると判断しました。

具体的には、当社が対象者を完全子会社化し、対象者及び当社の有する技術、ノウハウと、当社の事業展開力を活用して、以下のシナジー効果の創出を目指します。

①製品開発のスピードアップと事業展開

- ・自動車部品（ギア、カム等）用の高密度焼結製品の、対象者による開発と当社による市場展開
- ・対象者の成形技術と当社の精密加工技術による高精度な製品開発

②両社の製造技術の相互移転による生産性向上とコスト競争力の強化

- ・対象者の高圧成形技術及び量産技術の活用による、当社の大幅な生産性向上
- ・当社の加工技術の活用による、対象者の大幅な生産性向上
- ・当社の複合材料製品（粉末合金と精密樹脂）の生産コストの低減

③対象者の精密金型技術の活用

- ・対象者の金型を当社へ提供することによる対象者の売上増
- ・当社の粉末合金及び樹脂製品用金型の内製化

当社は、上述のシナジー効果をよりスピーディかつ確実に実現するため、本年 7 月 27 日付で、対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けの実施を決定し、以下の経緯により、本公開買付価格について決定いたしました。

i 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、野村證券より算定書を平成 23 年 7 月 27 日に取得しております〔なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。〕。

ii 当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

- (i) 市場株価平均法： 70 円から 81 円
- (ii) 類似会社比較法： 95 円から 105 円
- (iii) DCF 法： 27 円から 141 円

iii 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から取得した算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成 23 年 7 月 27 日開催の取締役会において本公開買付価格を 100 円と決定いたしました。

一方、対象者によれば、対象者の取締役会は、本公開買付けの妥当性を検討するにあたって、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関である仰星監査法人を選任し、本公開買付価格の公正性・妥当性を判断するための基礎資料として仰星監査法人に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 23 年 7 月 26 日付で仰星監査法人より株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、第三者算定機関から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。また、対象者によれば、仰星監査法人は、対象者の取締役会から事業の現状及び対象者作成の将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、一定の前提及び条件の下で対象者の株式価値を算定しています。具体的には、市場株価平均法及び DCF 法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、各手法において算定された対象者株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

(i) 市場株価平均法： 73 円から 80 円

(ii) DCF 法： 65 円から 117 円

まず市場株価平均法では、平成 23 年 7 月 25 日を基準日として、最近における株価及び取引量に鑑み、対象者普通株式の大阪証券取引所市場第二部における評価基準日までの 1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月における株価の出来高加重平均株価(1 ヶ月：73 円、3 ヶ月：74 円、6 ヶ月：80 円)を基に、対象者普通株式の 1 株当たりの価値の範囲を 73 円から 80 円までと算定しているとのことです。

次に DCF 法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値を算定し、対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値を 65 円から 117 円までと算定しているとのことです。

そして、対象者によれば、対象者の取締役会は、平成 23 年 7 月 26 日付で仰星監査法人から取得した算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、本完全子会社化手続を含めた一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、本公開買付けは、対象者の財務状況、事業環境等に照らして対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、対象者の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、本公開買付けへ賛同の意を表明し、かつ、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしたとのことです。なお、対象者によれば、本公開買付けに関する意見の内容に関する上述の決議は、対象者の全ての取締役の全員一致により行われたとのことです。また、同取締役会には、対象者の全ての監査役が審議に参加し、いずれも、対象者の取締役会による本公開買付けに関する意見の内容につき異議がない旨の意見を述べたとのことです。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー(算定機関)である野村證券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
5, 260, 258 株	2, 631, 000 株	一株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (2, 631, 000 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数は、対象者が平成 23 年 6 月 28 日に提出した第 68 期有価証券報告書に記載された平成 23 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 (5, 280, 000 株) から、平成 23 年 3 月 31 日現在対象者が保有する自己株式数 (19, 742 株) を控除した株式数 (5, 260, 258 株) になります。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付予定の株券等に 係る議決権の数	5, 260 個	(買付け等後における株券等所有割合 100. 00%)
対象者の総株主等の議決権の数	5, 233 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数 (5, 260, 258 株) に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 23 年 6 月 28 日に提出した第 68 期有価証券報告書に記載された平成 23 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数 (1 単元の株式数を 1, 000 株として記載されたもの) です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数 (上記有価証券報告書に記載された平成 23 年 3 月 31 日現在の単元未満株式 28, 000 株から、平成 23 年 3 月 31 日現在の対象者の保有する単元未満自己株式 742 株を控除した 27, 258 株に係る議決権の数である 27 個) を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を 5, 260 個として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 526 百万円

(注) 買付代金には、買付予定数 (5, 260, 258 株) に 1 株当たりの買付価格 (100 円) を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日
平成 23 年 9 月 14 日 (水曜日)

③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主等 (以下「応募株主等」といいます。) (外国人株主等の場合は常任代理人) の住所宛に郵送します (公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きま

す。)。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①金融商品取引法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。)

(9) その他買付け等の条件及び方法

①金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,631,000 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,631,000 株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 3 号イないしチ、並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに公開買付け代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店(公開買付け代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイは除きます。)に公開買付け応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。野村ジョイを経由して応募された契約の解除をする場合は、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法によって公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに解除手続きを行ってください。なお、当社は、応募

株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成23年7月28日（木曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的等」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、対象者は、本日開催の対象者の取締役会において、本完全子会社化手続を含めた一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、本公開買付けは、対象者の財務状況、事業環境等に照らして対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、対象者の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、本公開買付けへ賛同の意を表明し、かつ、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしたとのこと。なお、対象者によれば、本公開買付けに関する意見の内容に関する上記決議は、対象者の全ての取締役の全員一致により行われたとのこと。また、上記の取締役会には、対象者の全ての監査役が審議に参加し、いずれも、対象者の取締役会による本公開買付けに関する意見の内容につき異議がない旨の意見を述べたとのこと。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 【業績予想の修正に関するお知らせ】

対象者は、平成 23 年 7 月 26 日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく対象者の業績予想の修正の概要は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

(i) 通期業績予想の修正

(連結)

平成 24 年 3 月期第 2 四半期（累計）連結業績予想数値の修正（平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1 株当たり 四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	700	△120	△120	△130	△24.71
今回修正予想 (B)	600	△130	△130	△155	△29.46
増減額 (B-A)	△100	△10	△10	△25	
増減率 (%)	△14.3	—	—	—	
(ご参考) 前期第 2 四半期実績 (平成 23 年 3 月期第 2 四半期)	—	—	—	—	—

平成 24 年 3 月期通期連結業績予想数値の修正（平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1 株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	1,700	△50	△50	△60	△11.41
今回修正予想 (B)	1,600	△70	△70	△90	△17.11
増減額 (B-A)	△100	△20	△20	△30	
増減率 (%)	△5.9	—	—	—	
(ご参考) 前期実績 (平成 23 年 3 月期)	—	—	—	—	—

(個別)

平成24年3月期第2四半期（累計）個別業績予想数値の修正（平成23年4月1日～平成23年9月30日）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	700	△70	△70	△80	△15.21
今回修正予想 (B)	600	△100	△100	△125	△23.76
増減額 (B-A)	△100	△30	△30	△45	
増減率 (%)	△14.3	—	—	—	
(ご参考) 前期第2四半期実績 (平成23年3月期第2四半期)	859	18	14	△26	△4.95

平成24年3月期通期個別業績予想数値の修正（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	1,650	60	60	50	9.51
今回修正予想 (B)	1,550	20	20	0	—
増減額 (B-A)	△100	△40	△40	△50	
増減率 (%)	△6.1	—	—	—	
(ご参考) 前期実績 (平成23年3月期)	1,428	△84	△78	△164	△31.28

(注) 対象者グループは、前期決算短信が連結初年度であり、また、連結子会社のみなし取得日を期末日としていることから、貸借対照表のみを連結しているため、平成24年3月期第2四半期（累計）及び通期連結業績予想数値の修正における（ご参考）前期実績は記載しておりません。

(ii) 修正の理由

売上高につきましては、東日本大震災の影響による車関係の減産等により受注減が予想されることから、当初業績予想を下回る見込とのことです。利益につきましても、売上高が下回ること、また、第1四半期に製造用資産に関する減損損失（19百万円）を計上することから当初予想を下回る見込とのことです。よって、平成24年度3月期第2四半期（累計）及び通期の業績予想を連結、単独とも修正したとのことです。

② 【平成 24 年 3 月期第 1 四半期決算短信】

対象者は、平成 23 年 7 月 27 日に平成 24 年 3 月期第 1 四半期決算短信を公表しております。当該公表に基づく、当該第 1 四半期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。なお、対象者によれば、対象者は、平成 23 年 8 月 11 日を目処に、平成 24 年 3 月期（第 69 期）第 1 四半期（自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 6 月 30 日）に係る四半期報告書を提出する予定とのことです。

平成24年 3 月期第 1 四半期決算短信の概要

〔損益の状況（連結）〕

会計期間	平成24年 3 月期 (第69期第 1 四半期)
売上高	295,616千円
売上原価	267,524千円
販売費及び一般管理費	64,169千円
営業外収益	8,146千円
営業外費用	5,175千円
四半期純利益(四半期純損失)	△53,787千円

〔1 株当たりの状況（連結）〕

会計期間	平成24年 3 月期 (第69期第 1 四半期)
1 株当たり四半期純損益(円)	△10.23円
1 株当たり配当額(円)	—円
1 株当たり純資産額(円)	146.63円

(注) 1 株当たり純資産額については、平成24年 3 月期第 1 四半期決算短信に記載された第 1 四半期末（平成23年 6 月30日）の 1 株当たり純資産額を記載しております。

以 上

【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（平成 23 年 7 月 27 日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から 12 時間を経過するまでは、日本科学冶金株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには、日本科学冶金株式会社株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。